

任意合併協議会が開催されました

5月7日に佐久市役所で第8回任意合併協議会が開催されました。

前回と同様、任意合併協議会で協議される91項目と、承認される123項目の合計214項目の調整案が協議され、原案どおり承認されました。

また、現在までに協議会で承認された調整案は1,694項目となり、事務事業全体の65%となりました。

なお、承認された主なものは次のとおりです。「協議会だより」にも掲載されていますので、併せてご覧ください。

市町村合併を 考えよう！

No. 19

第8回任意合併協議会承認項目（抜粋）

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
新入園児・新入児童への交通安全用具配布	臼田町・佐久市・浅科村で実施していますが、配布対象者、配布時期、配布する交通安全用具に違いがあります。 【臼田町の現況】 保育園への新入園児約120名、小学校への新入学児童約250名、中学校の新入学（自転車通学のみ）に対し、保育園及び小学校は黄色のヘルメットを、中学生には自転車用ヘルメットを無償配布することにより交通事故の被害の軽減を図ります。	合併時、配布対象者を小学校への新入学児童とし、配布物もヘルメットに統一します。 ※配布時期を小学校入学時とする理由 保育・幼稚園児の通園にあたっては、第一義的に保護者に安全確保の義務があるため。また、現状においては、ほとんどの園児が親の車や園のバスによる送迎であり、ヘルメットの使用機会が少ないため。 ※自転車通学の中学生への配布を廃止する理由 教育委員会の通学用ヘルメット購入補助金で対応するため。 【概要】通学距離が片道4～6kmで、自転車通学をする生徒にヘルメットの購入費の一部を補助する。 【補助額】1,000円/人	子供の交通事故防止対策として交通安全用具の配布は存続しますが、配布物をヘルメットに統一するとともに配布時期を小学校入学時1回とします。
福祉バス運行委託事業	臼田町・佐久市・浅科村で実施していますが、運行形態、委託先、料金に違いがあります。 【臼田町の現況】 概 要：高齢者及び障害者を対象に①町内巡回②馬坂・広川原地区で委託実施しています。 委託先：①千曲バス ②臼田町社会福祉協議会 利用料：無 料 運行形態：①町内3路線 運休日 土・日・祝祭日と年末年始の12月29日から1月3日まで ②馬坂・広川原地区 運行日 月2回	合併時、佐久市の例を基本とし、地域の実状に応じ新市の区域で実施します。	合併時、地域の実状に応じて運行経路や運行形態等の調整を図ります。 1. 運行は千曲バスが実施し、運行にかかる経費から運賃収入を差し引いた額を交付します。 2. 乗車料金 大人100円 子ども（小学生）50円 小学生未満は無料（保護者同伴） 障害者は半額 3. 臼田町の馬坂・広川原地区及び新市においてそれと同様な地域については、上記とは別に実状に応じた対応をします。
あいとびあ臼田ショートステイ運営事業	臼田町が単独で実施しています。 【臼田町の現況】 あいとびあ臼田の短期入所施設において、臼田町社会福祉協議会に事業を委託し、おおむね65歳以上の虚弱老人等で、生活管理の指導の必要な方、及び介護者の都合により一時的に在宅での介護ができない方、若しくは介護リフレッシュ事業への参加者が介護している方等に短期入所サービスを提供し、閉じこもり防止への支援を図るとともに、在宅サービスの推進を助長します。	合併時、現行どおりとします。	【概 要】 あいとびあ臼田短期入所施設において、おおむね65歳以上の虚弱老人等に短期入所サービスを提供し、閉じこもり防止や在宅介護の支援を図ります。 【定 員】5名 【対象者】 おおむね65歳以上の虚弱な高齢者及び身体障害者であって身体が虚弱な方。 【営業日】 12月29日から1月3日を除く毎日 【委託先】新市社会福祉協議会

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
高齢者住宅改修支援事業	佐久市・浅科村が実施しています。 【佐久市の現況】 概 要：独り暮らしの高齢者及び高齢者世帯に対し、日常生活の便宜を図るため、佐久建設労働組合加盟の組合員のボランティアにより、住宅の軽微な補修を行います。 対象者：市内に居住する65歳以上の独り暮らしの低所得高齢者及び高齢者だけの世帯。(援助を受けられる人が近隣にいる方、介護保険からの住宅改修サービスが受けられる方を除きます。) 事業の内容 雨漏り、戸の建て付け、雨樋、床、網戸の補修など。高齢者が自力ではできない修繕、補修を行います。(それを修繕しなければ生活に不自由する箇所が対象。)	合併時、佐久市・浅科村の例を基本にし、予算の範囲内で実施します。	【概要】 独り暮らし高齢者等が居住する住宅に、ボランティア団体等が無償で行う軽微な改修や補修に要した材料の費用に対して予算の範囲内で支給し、住み慣れた地域社会のなかで自立した在宅生活の継続を支援します。 【支給対象額】 日常生活を営む上で、緊急に必要な改修や補修に使用する材料費とします。 【対象者】 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する低所得高齢者であって、在宅で生活をおくっている方。
敬老訪問 敬老祝品	4市町村で実施していますが、支給対象者、支給品に違いがあります。 【臼田町の現況】 概 要：80歳以上の高齢者宅を町長及び町職員が訪問し長寿をお祝いします。(年齢は年度末までに到達する方。) 支給品：80歳 座布団 81歳以上 バスタオル	合併時、佐久市の例を基本に新市の区域で実施します。	【概要】 高齢者に対し敬老の意を表し、その長寿を祝福します。 【対象者】 市内に住所を有する88歳と100歳以上の高齢者。 【その他】 祝品は新市において決定します。
敬老給付金	4市町村で実施していますが、給付対象者、給付金額に違いがあります。 【臼田町の現況】 概 要：臼田町居住の高齢者に対し、敬老の意を表し、その長寿を祝福するために給付金を贈ります。 対象者：9月15日において町に住所を有し、当該年度の3月31日において77歳、88歳、99歳、100歳、101歳以上の方。(老人福祉施設入所者を除く。) 給付金： 77歳 … 5,000円 88歳 … 5,000円 99歳 … 5,000円 100歳 … 100,000円 101歳以上… 10,000円	合併時、新市において基準を設け実施します。	【概要】 高齢者に対し、敬老の意を表し、その長寿を祝福するために給付金を贈ります。 【対象者】 9月15日現在で新市に6ヶ月以上居住する方で、当該年度の3月31日において88歳の方及び100歳以上の方。(老人福祉施設入所者を除く。) 【支給金額】 88歳： 10,000円 100歳以上：50,000円 【支給方法】 敬老訪問対象者は市長又は職員により手渡しとします。
コウノトリ 支援事業補助金	臼田町が単独で実施しています。 【臼田町の現況】 目 的：不妊症に関する治療費に対して治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図るとともに少子化対策を目的とします。 助成対象者 不妊症と診断を受けた方で、1年以上臼田町に住所を有する方。 助成金：1月1日から12月31日までのものとし、申請は翌年1年以内とする。助成金は治療費の3割とし、8万円を限度とします。	合併時、臼田町の例を基本に新市において基準を設け実施します。	【概要】 少子化対策の一環として、不妊症に関する医療保険診療外の治療費に対し助成を行います。 【助成対象者】 1年以上新市内に住所を有する子どものいない夫婦。 【助成金】 助成額は治療費の3割とし、年額8万円を限度とします。

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
介護用品給付事業	4市町村で実施していますが、給付対象者、給付方法、給付金額に違いがあります。	合併時、新市において基準を設け実施します。	【概要】 要介護及び要支援認定を受けている高齢者、若しくは相当の方の高齢者で、在宅の介護用品等を利用し、高齢者を介護している低所得者の家族に対して紙おむつ等介護用品を給付し、家庭介護者の負担の軽減を図ります。 【対象者】 市内に住所を有する市町村民税非課税世帯に属する方で、要介護及び要支援認定を受けている高齢者、若しくは相当の方の高齢者を在宅で介護している介護者。 【給付品の額】 要支援・要介護1 月額1,000円 要介護2及び3 月額3,500円 要介護4及び5 月額6,250円 それぞれ相当の介護用品。 【給付内容】 介護用品（紙おむつ、尿取りパット、防水シート等）
	【臼田町の現況】 概 要：在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対して紙おむつ等介護用品を給付し、家庭介護者の負担の軽減を図ります。 対象者：町内に住所を有する寝たきり及び準寝たきりの方、痴呆の方。 給付内容 紙おむつ引換券 10,000円分 年5回		
商工会議所・商工会補助金	佐久市は商工会議所、臼田町、浅科村、御代田町は各々の商工会に運営補助金及び小規模事業者経営指導補助金を交付していますが、補助率に違いがあります。	合併時、運営事業及び経営指導事業について、統一した補助基準を定め、補助額の調整を図ります。	○運営事業は均等割、会員数割で補助基準を定めます。(均等割2,250千円、会員数割1,000千円) ○経営指導事業は、県の補助額を基に補助基準を定めます。(県補助額の3分の1) ※補助金合計額の上限は、平成14年度の市町村の補助額とします。
	【臼田町の現況】 ○臼田町商工会運営事業補助金（単独事業） 概 要：地域商工業の総合的な改善発達と社会福祉の増進を図る臼田町商工会の運営事業に補助を行います。 補助率：平成13年度 1,500千円 平成14年度 1,500千円 ○小規模事業者経営改善普及事業補助金（単独事業） 概 要：地域商工業の総合的な展開と社会福祉の増進を図る臼田町商工会の行う小規模事業者への経営改善普及事業に補助を行います。 補助率：補助事業に要する経費から国県補助金及び国の指定事業の手数料等を引いた合計額の10分の10。商工会の経営指導員、記帳専任職員を設置して実施する経営改善普及事業に要する経費に対する補助を行います。 平成13年度 補助金 16,000千円 平成14年度 補助金 16,000千円		

7月7日（月）午後1時30分から
佐久市役所8階大会議室

傍聴に
お出掛け
ください